

第2次草津市自殺対策行動計画(案)

資料4

現計画(H26~30年度)の概要

- 基本目標を目指し、3つの基本認識のもと、7つの基本施策に基づく取組を推進

基本目標　かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現

- 基本認識**
- ・自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある
 - ・社会的な取り組みにより自殺を防ぐことが可能である
 - ・死にたいと考えている人は、心の中では、「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている

評価内容

基本方針1 社会的な要因、地域の実態を把握し、情報共有に努めます

基本施策① 自殺の実態を明らかにする

- ・自殺死亡者の現状や自殺未遂者の特徴を把握し、対策につなげることが必要です。

基本施策② 情報を共有し総合的な自殺対策を推進する

- ・推進会議や関係課会議を継続し、関係課や関係機関が情報共有し、連携した取組が必要です。

基本方針2 こころの健康づくりをすすめます

基本施策③ 健やかなこころをはぐくむ

- ・こころの健康づくりについて、自殺の実情を踏まえ、関係機関で連携した効果的な啓発が必要です。
- ・若い世代の自殺があることから、子ども・若者への支援が必要です。

基本施策④ 孤立化しない地域づくりを行う

- ・市民や地域の関係団体等が声かけや見守りができるような環境づくりへの取組の継続が必要です。

基本方針3 一人ひとりの気づきと主体的な取り組みをすすめます

基本施策④ 孤立化しない地域づくりを行う

- ・地域の課題や実情に応じたきがいや居場所づくりの取組の推進が必要です。

基本施策⑤ ゲートキーパーを養成する

- ・多くの人が「気づき、聴き、つなぎ、見守る」ことができるよう継続した研修が必要です。

基本方針4 自殺予防の体制づくりを行います

基本施策⑤ ゲートキーパーを養成する

- ・関係機関職員が、ゲートキーパーとしてスキルアップしていく必要があります。

基本施策⑥ 相談支援のネットワークを構築する

- ・相談を受ける関係機関のさらなる連携強化が必要です。

基本施策⑦ 遺された人の苦痛をやわらげる

- ・遺族への支援継続と自殺者の周囲の人への支援が必要です。

今後の方向性

第1次計画
評価

情勢の変化

- ・自殺総合対策大綱
- ・滋賀県自殺対策計画
- ・地域共生社会の動き
- ・他の計画との整合

計画期間 → H31～35年度 (2019～2023年度)

基本目標 → 継続が必要であり現計画を踏襲
かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現

基本認識 → 基本認識に変化なく現計画を踏襲

- 自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある
- 死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている
- 社会的な取組により自殺を防ぐことが可能である

基本方針1～4・基本施策①～⑧

→ 現取組を進展し強化した内容に見直し

1. 関係機関が連携し、総合的な自殺対策をすすめます

① 自殺の実態を明らかにする

② 関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる

2. こころの健康づくりをすすめます

③ 健やかなこころをはぐくむ

④ 子ども・若者の自殺対策を推進する

3. 一人ひとりが気づき、孤立しない地域づくりをすすめます

⑤ 気づいて行動できる人をふやす

⑥ 孤立しない地域づくりを行う

4. 自殺予防の体制づくりを行います

⑦ 相談支援のネットワークを強化する

⑧ 遺された人への支援を充実する